使用開始日　2025 年 12 月 13 日

しんきん３資産ファンド（１年決算型）

追加型投信／内外／資産複合

投資信託説明書
（請求目論見書）

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本文書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

１．この目論見書により行う「しんきん３資産ファンド（１年決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第５条の規定により有価証券届出書を2025年12月12日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2025年12月13日に生じています。

２．本文書は、金融商品取引法第13条第２項第２号に定める事項に関する内容を記載した目論見書（請求目論見書）です。

３．「しんきん３資産ファンド（１年決算型）」の基準価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。

発　行　者　名	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　田中　賢治
本店の所在の場所	東京都中央区京橋３丁目８番１号
縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

しんきん３資産ファンド（１年決算型）（以下「当ファンド」といいます。「しんきん３資産（１年）」と略して表記する場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

① 追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。（以下「受益権」といいます。）

② 委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行(売出)価額の総額】

3,000億円を上限とします。

（４）【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上１万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

（５）【申込手数料】

① 申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に2.2%（税抜2.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

（購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。）

② 収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

③ 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下、「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

※販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞ しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社） ＜コールセンター＞0120-781812 携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00） ＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

（６）【申込単位】

① 販売会社が定める単位

② 取得申込者は販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款」に従って契約を締結します。

（７）【申込期間】

2025年12月13日から2026年６月19日まで

（申込期間は、上記期間満了日前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みに係る取扱い等は販売会社が行っています。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ　https://www.skam.co.jp

コールセンター　0120-781812（携帯電話からは03-5524-8181）

（受付時間：営業日の９：00から17：00まで）

（９）【払込期日】

・取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

・販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日に係る発行価額の総額を、受託会社の当ファンドに係る口座に払い込みます。

（10）【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申し込みされた販売会社の営業所等で支払うものとします。

（11）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社　証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内に販売会社所定の方法でお申し込みください。

② 毎営業日の午後３時30分までに受け付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

③ ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受け付けません。ただし、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限って、これを受け付けるものとします。

④ 当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、申込手数料は掛かりません。）取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従い契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合、上記契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

⑤ 振替受益権について

・ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、振替法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

⑥ 投資信託振替制度について

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　ファンドの目的

投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②　ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

１）商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式・債券・ 不動産投信）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり （　　） なし

（注１）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注２）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

＜商品分類の定義＞

○「追加型投信」…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド

○「内　外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

○「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信およびその他の資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

＜属性区分の定義＞

○「その他資産（投資信託証券（株式・債券・不動産投信））」…目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として株式・債券・不動産投信に投資する旨の記載があるもの

○「年１回」…目論見書等において、年１回決算する旨の記載があるもの

○「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

○「北米」…目論見書等において、組入資産による投資収益が北米の資産を源泉とする旨の記載があるもの

○「欧州」…目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州の資産を源泉とする旨の記載があるもの

○「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの

○「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

※当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（https://www.toushin.or.jp）をご参照ください。

③　ファンドの特色

分散投資をお手軽に

～分散投資に適した３つの資産をあらかじめ１つの投資信託にパッケージ～

◆３つの異なる資産（国内株式・外国債券・国内不動産投資信託）に分散投資します。

◆運用にあたっては、原則として、ファンドが実質的に保有する資産の投資信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう投資します。

３つの資産を同じ比率で約３分の１ずつ組入れます。

※１：ソブリン債とは各国政府や政府機関が発行する債券の総称です。国際機関が発行する債券もソブリン債に含まれます。

※２：国内不動産投資信託（Ｊリート）とは、「投資家から集めた資金によって、不動産の購入・管理運営を行い、それによって得た賃貸料収入などから投資家に分配金を支払う」という不動産を証券化した金融商品です。

◆国内株式、外国債券および国内不動産投資信託への投資にあたっては、以下に定める投資信託証券の受益証券を通じて行うものとします。

- しんきん好配当利回り株マザーファンド
- しんきん欧州ソブリン債マザーファンド
- しんきん米国ソブリン債マザーファンド
- しんきんJリートマザーファンドⅡ

リスクを抑えた資産運用を

～分散投資でリスクを抑えた資産運用のお手伝いをします～

◆分散することで、個別資産への投資に比べリスク（振れ幅）を軽減することが期待できます。

３つの資産（国内株式、外国債券、Ｊリート）の指数と均等に投資した場合の値動きの推移

	国内株式	外国債券	Ｊリート	資産組合せ
組合せの比率	33.3%	33.3%	33.3%	100.0%
リスク（年率）	20.9%	9.1%	21.3%	13.4%

※2005年３月末から2025年９月末の下記の指数を使用し、しんきんアセットマネジメント投信（株）が作成したものです。
※「３資産均等分散」のグラフは各資産の日次リターンを基に、当ファンドの基本配分比率で日次でリバランスしたと仮定して算出したものです。
※国内株式：東証株価指数（TOPIX）、外国債券：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）、Ｊリート：東証REIT指数（配当込み）
※上記のグラフは、過去の各指数の実績に基づき算出したものであり、当ファンドの運用実績ではありません。コストや税金は考慮していません。また、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。当ファンドが投資対象とする各マザーファンド等の値動きは、各指数の値動きと異なります。
出所：Bloombergよりしんきんアセットマネジメント投信（株）作成

～参考指数について～

● **東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数について**
東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数の指数値及び東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

● **FTSE世界国債インデックスについて**
FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

■ 収益分配について

年１回の決算時（９月２０日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。
分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

収益分配金のお支払いのイメージ

※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。）
※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。
※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配方針

■ 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
■ 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 収益分配金に関する留意事項

● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

● 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■ 投資する各資産について

国内株式

予想配当利回り※が市場平均より高く、今後も良好な業績を上げて、配当を維持できると期待できる好配当利回り株に投資します。

◎好配当株式のポイント

- ■ 予想配当利回り※が市場平均を上回ると判断できる銘柄に着目することから、安定的な配当金による収益（インカム・ゲイン）を期待することができます。
- ■ 企業業績や事業内容等を分析して投資を行い、中長期的な株価の上昇による収益（キャピタル・ゲイン）を狙います。

※「予想配当利回り」とは、株式の重要な投資尺度のひとつであり、「１株当たりの予想配当金」を「株価」で割って求められます。

株式投資の２大要素

●投資プロセス

国内株式（しんきん好配当利回り株マザーファンド）

process 1　経済環境分析

経済動向など株式市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process 2　組入銘柄の決定

予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる銘柄を選定します。また、財務の健全性、業種分散などを踏まえ、全体のバランスを考慮し、実際に組み入れる銘柄を決定します。

process 3　ポートフォリオのリスク分析

マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

外国債券（為替ヘッジなし）

欧米の信用力の高いソブリン債に投資します。

◎外国債券（為替ヘッジなし）のポイント

- ユーロと米ドルというなじみ深い主要通貨建債券による運用です。
- ユーロ参加国※およびアメリカの国や政府機関、国際機関が発行する高い信用力の債券で運用を行うことによって、信用リスクを抑えた効果的な分散投資を追求します。

※ユーロ参加国とは、欧州経済通貨同盟（ＥＭＵ）加盟国をいいます。ＥＭＵとは、統一通貨「ユーロ」を導入する欧州連合（ＥＵ）加盟国による共通の経済政策・通貨対策の実施を目指す同盟です。

投資プロセス

外国債券（しんきん欧州ソブリン債マザーファンド／しんきん米国ソブリン債マザーファンド）

process 1　経済環境分析

経済動向など投資先の債券市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process 2　組入銘柄の決定

国別の金利水準や方向性、償還期限ごとの金利の変化、
国別の金利環境などを踏まえて、実際に組み入れる銘柄を決定します。

process 3　ポートフォリオのリスク分析

マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

国内不動産投資信託（Jリート）

わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の国内不動産投資信託（Jリート）へ投資します。

◎Jリートのポイント

- ■ 間接的に不動産へ投資した効果が得られます。
- ■ Jリートは、積極的に分配を行う仕組みになっているため、不動産からの収益を分配金として受け取ることが可能です。
- ■ Jリートは、債券や株式と異なった値動きをする傾向があり、分散投資の対象として有効な資産といえます。

Jリートとは

● Jリートとは、「投資家から集めた資金によって、不動産の購入・管理運営を行い、それによって得た賃貸料収入などから投資家に分配金を支払う」という不動産を証券化した金融商品です。

投資プロセス

国内リート（しんきんJリートマザーファンドⅡ）

process 1 経済環境分析

経済動向などJ-REIT市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process 2 組入銘柄の決定

財務分析や流動性、価格の分析を踏まえ、実際に組み入れる銘柄を決定します。

process 3 ポートフォリオのリスク分析

マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 外国為替相場の影響について

当ファンドは、資産のほぼ３分の１を外貨建資産に投資します。

■ 外国為替相場の変動の影響を受けますので、投資先の通貨に対して円安になると為替差益が期待できますが、一方で、投資先の通貨に対して円高になると為替損失を被る可能性があります。また、当ファンドでは原則として外国為替相場の影響を回避する取引（いわゆる為替ヘッジ）は行いません。

為替変動と外貨建資産価値のイメージ

※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

■ ファンドの仕組み

投資者の資金は、しんきん３資産ファンド（１年決算型）（ベビーファンド）にまとめられ、上記の各マザーファンドに投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

国内株式、外国債券、国内不動産投資信託への投資はマザーファンドを通じて行います。（しんきん3資産ファンド（1年決算型）が株式に直接投資したり、外貨建資産に直接投資することはありません。）

④　信託金の限度額

・3,000億円を限度額として信託金を追加することができます。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2019年10月16日　信託契約締結、当初設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

＜委託会社の概況＞（本書提出日現在）

① 名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

② 本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目８番１号

③ 資本の額

200百万円

④ 会社の沿革

1990年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
1991年３月	投資顧問業の登録
1992年３月	投資一任契約に係る業務の認可
1998年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
1998年12月	証券投資信託委託業の認可
2007年９月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
2017年８月	金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

⑤ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目３番７号	4,000株	100.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

① 投資対象

しんきん好配当利回り株マザーファンド受益証券（国内株式）、しんきん欧州ソブリン債マザーファンド受益証券（外国債券）、しんきん米国ソブリン債マザーファンド受益証券（外国債券）およびしんきんＪリートマザーファンドⅡ受益証券（国内不動産投資信託）を主要投資対象とします。

※（　）内は投資対象資産を示します。

② 投資態度

１）各マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内株式、外国債券および国内不動産投資信託証券に分散投資を行います。

２）各マザーファンド受益証券への資金配分は、原則として、ファンドが実質的に保有する以下に掲げる資産の投資信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう、投資信託証券に投資します。

＜国内株式＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・33%（±10%）

しんきん好配当利回り株マザーファンド受益証券

＜外国債券＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・33%（±10%）

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド受益証券

しんきん米国ソブリン債マザーファンド受益証券

＜国内不動産投信＞・・・・・・・・・・・・・33%（±10%）

しんきんＪリートマザーファンドⅡ受益証券

３）実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

４）資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

（２）【投資対象】

①　投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　投資の対象とする有価証券の範囲等

１）委託会社は、信託金を、しんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」および「しんきんＪリートマザーファンドⅡ」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券と見なされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

イ．コマーシャル・ペーパー

ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

ハ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

なお、ハ．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

２）委託会社は、信託金を、上記１）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券と見なされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図を行うことができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

３）上記１）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として上記２）のイ．からニ．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜参考＞親投資信託（マザーファンド）に関する情報

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の概要

（1） 投資方針

① 投資対象

我が国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

1） 主として予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる株式に投資し、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。

2） 銘柄の選定にあたっては、企業業績、財務健全性、時価総額などを総合的に勘案して決定します。

3） 株式等の組入れは、原則として高位を保ちます。

4） 株式以外の資産の組入比率は、通常の場合50％以下とします。

5） 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引を行うことができます。

6） 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたときおよびやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

（2） 投資対象

① 投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1） 有価証券

2） デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）

3） 金銭債権

4） 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1） 株券または新株引受権証書

2） 国債証券

3） 地方債証券

4） 特別の法律により法人の発行する債券

5） 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6） 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7） 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８）　協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９）　特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10）　コマーシャル・ペーパー

11）　新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12）　外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13）　投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、外国投資信託を除きます。）

14）　投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）

15）　オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

16）　預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとします。）

17）　指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

18）　貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、１）、12）および16）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券および12）ならびに16）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）および14）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

１）　預金

２）　指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）　コール・ローン

４）　手形割引市場において売買される手形

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の１）から４）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）　投資制限

①　株式への投資割合には制限を設けません。

②　新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。

③　投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④　同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑤　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥　同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑦　外貨建資産への投資は行いません。

（４）　その他

「しんきん３資産ファンド（１年決算型）」が「しんきん好配当利回り株マザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合の信託財産留保額はありません。

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の概要

（1） 投資方針

① 投資対象

欧州経済通貨同盟（ＥＭＵ）参加国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

② 投資態度

1） 主としてＥＭＵ参加国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。

2） ＦＴＳＥ ＥＭＵ国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。

3） 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。

4） 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。

5） 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

6） 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の概要

（1） 投資方針

① 投資対象

米国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

② 投資態度

1） 主として米国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。

2） ＦＴＳＥ米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。

3） 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。

4） 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。

5） 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

6） 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

上記マザーファンドの主な投資戦略については、以下のとおりです。

① 金利リスクのコントロール

1） 金利水準の方向性について予想し、債券の「デュレーション」を長期化・短期化します。具体的には、マザーファンドのデュレーションをベンチマークとなるインデックスのデュレーションから±１年程度の範囲でコントロールします。

2） 「イールドカーブ」の変化に対する見通しを立て、相対的にパフォーマンスの良くなると予想した年限に資金配分します。

（注１）デュレーションとは、金利が変動した時に債券の価値が、どの程度変化するのかを表す指標です。

（注２）イールドカーブとは、同種類の債券の償還までの残存期間を横軸にとり、それに対応した利回りを縦軸にとった時に描かれる利回り曲線です。このイールドカーブが右上がりの場合を順イールド、右下がりの場合を逆イールドといいます。

② 国別配分（主として「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」について）

債券価格は、金利によって上下する性質があります。投資対象とするソブリン債等の金利環境は、国によって様々であるといえます。マザーファンドでは、相対的に金利低下が期待できる国への投資配分をベンチマーク比で多くすることによって、金利低下時の値上がり益を、より享受することを目指します。

（2） 投資対象（「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に共通です。）

① 投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とされる資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1） 有価証券

2） デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。）

3） 金銭債権

4） 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1） 国債証券

2） 地方債証券

3） 特別の法律により法人の発行する債券

4） 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

5） 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

6） コマーシャル・ペーパー

7） 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8） 投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券

9） 投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のものは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券

10） 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるもので、１）から５）までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとします。）

11） 外国法人が発行する譲渡性預金証書

12） 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13） 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1）から５）までの証券および７）の証券または証書のうち１）から５）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、８）または９）の証券を以下「投資信託証券」といいま

す。

③　委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

１）　預金

２）　指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）　コール・ローン

４）　手形割引市場において売買される手形

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の１）から４）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）　投資制限　「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に共通です。

①　株式への投資は行いません。

②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③　同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④　投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

（４）　その他

「しんきん３資産ファンド（１年決算型）」が「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合の信託財産留保額はありません。

※「ＦＴＳＥ　ＥＭＵ国債インデックス」と「ＦＴＳＥ米国国債インデックス」は「ＦＴＳＥ世界国債インデックス」のサブ・インデックスです。

※「ＦＴＳＥ世界国債インデックス」は、ＦＴＳＥ　Ｆixed　Ｉncome　ＬＬＣが開発した債券インデックスで1984年12月末を100とする世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し、指数化したものです。

※上記の指数は、ＦＴＳＥ　Ｆixed　Ｉncome　ＬＬＣの知的財産です。同社は各指数の算出、公表、利用に関する一切の権利を有しております。同社は、当ファンドの運用成績などに関する一切の責任を負いません。

「しんきんＪリートマザーファンドⅡ」の概要

（1） 投資方針

① 投資対象

主として我が国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

1） 我が国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

2） 運用にあたっては、「東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）」をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指して運用を行います。

3） 不動産投資信託証券の銘柄の選定にあたっては、主に次の項目に着目して行うことを基本とします。

イ）財務分析

不動産投資信託証券の財務内容を分析し、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

ロ）収益性分析

不動産投資信託証券の収益性および予想配当利回りの水準を分析します。

ハ）流動性・価格分析

不動産投資信託証券の流動性（時価総額・売買代金など）や価格水準の側面から分析します。

4） 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

5） 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）投資対象

① 投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とされる資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1） 有価証券

2） 金銭債権

3） 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として我が国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券のほか、次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1） コマーシャル・ペーパー

2） 外国または外国の者の発行する本邦通貨建の証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3） 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

4） 新投資口予約権証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3）の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③　委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

１）　預金

２）　指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）　コール・ローン

４）　手形割引市場において売買される手形

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の１）から４）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）　投資制限

①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②　同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30％を超えないものとします。

③　株式への投資は行いません。

④　外貨建資産への投資は行いません。

（４）　その他

「しんきん３資産ファンド（１年決算型）」が「しんきんＪリートマザーファンドⅡ」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.30％の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

※東証ＲＥＩＴ指数は、東京証券取引所に上場されている不動産投資信託（ＲＥＩＴ）全銘柄を対象とした時価総額加重平均型の指数で、2003年３月31日の時価総額を基準として（株）ＪＰＸ総研またはその関連会社が算出・公表しています。

※東証ＲＥＩＴ指数は、銘柄数の増減など市況動向によらない時価総額の増減や増資などが発生する場合は、連続性を維持するため、基準時の時価総額が修正されます。

※東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）の算出は、配当金落ち、有償減資の場合も基準時価総額の修正が行われます。

（３）【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。

≪投資プロセス≫

① 信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

② 投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年１回の決算日（９月20日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益は、投資信託約款の運用の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

「しんきん３資産ファンド（１年決算型）」の投資信託約款（以下「約款」といいます。）では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。かかる制限、限度は以下のとおりです。

① 株式への直接投資は行いません。

② 外貨建資産への直接投資は行いません。

③ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

④ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、我が国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑤ 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

1） 上記⑤の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

イ）一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。

ロ）一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。

ハ）借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10％以内。

2） 上記⑤の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。

3） 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

「しんきん３資産ファンド（１年決算型）」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

（1） 基準価額の変動要因

① 価格変動リスク

有価証券の価格は、国内および国外の政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

② 金利リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がりします。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

③ 不動産投資信託のリスク

不動産投資信託は、不動産を実質的な投資対象としているために、他の金融商品と異なり、火災・自然災害や不動産に係る法制度の変更などの影響を受けて投資先の不動産の価値が変動する場合があります。当ファンドが投資する不動産投資信託の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

④　為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤　信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

⑥　流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑦　カントリーリスク

海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあり、基準価額が下落する要因となります。

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

（２）　その他の留意点

①　当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

②　当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

（３）　リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。コンプライアンス・運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスクの管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移

当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近１年間の騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移を表示したものです。
※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信（株）が公表している基準価額とは異なる場合があります。
※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2020年10月から2025年９月の５年間の各月末における直近１年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。	株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

（注）海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。
※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。
※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

① 申込手数料は、購入金額に応じて購入価額に2.2%（税抜2.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数率を乗じて得た額とします。

（※購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。）

② 収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

③ 申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

④ 申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱い事務および情報提供の対価です。

※販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

（2）【換金（解約）手数料】

換金(解約)手数料はありませんが、一部解約時に基準価額の0.3%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

（3）【信託報酬等】

運用管理費用（信託報酬）

純資産総額に対して、年率1.001%（税抜0.91%）

1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数／365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

支払先	配分（税抜）および役務の内容	
委託会社	純資産総額に対して、年率0.43%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、年率0.45%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、年率0.03%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※「税抜」における「税」とは、消費税等相当額をいいます。

（4）【その他の手数料等】

① 投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし、資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

② 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。

③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は投資信託財産から支払われます。

④ 投資信託財産に係る監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0055％（税抜0.005％）を乗じて計算し、毎計算期間の最初の６か月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

⑤ 「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。

⑥ 上場不動産投資信託は、市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示していません。

※当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個別元本について

１） 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

２） 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

３） 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

② 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

③　個人、法人別の課税上の取扱いについて

１）個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％および地方税５％）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能です。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２）法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税15％および復興特別所得税0.315％）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。 益金不算入制度の適用はありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞

分配金支払い前の基準価額が１万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。

A） 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、a の部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B） 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っている c の部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)から c 「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りの b の部分(1,500円)は普通分配金となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(10,500円)－「元本払戻金（特別分配金）」(500円)＝10,000円となります。

C） 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、d の部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(12,000円)－「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円)＝10,000円となります。

※取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（参考情報）ファンドの総経費率

総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.02%	1.00%	0.02%

※対象期間は2024年９月21日から2025年９月22日です。
※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に対象期間の平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

５【運用状況】

以下は2025年９月30日現在の運用状況です。
※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。
※投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

【しんきん３資産ファンド（１年決算型)】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	6,467,064,986	99.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	48,543,807	0.75
合計(純資産総額)		6,515,608,793	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	しんきん好配当利回り株マザーファンド	426,393,736	5.1184	2,182,453,698	5.1118	2,179,639,499	33.45
2	日本	親投資信託受益証券	しんきんＪリートマザーファンドⅡ	669,846,585	3.2046	2,146,626,088	3.1945	2,139,824,915	32.84
3	日本	親投資信託受益証券	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	542,681,528	1.9721	1,070,260,647	1.9834	1,076,354,542	16.52
4	日本	親投資信託受益証券	しんきん米国ソブリン債マザーファンド	462,721,278	2.3062	1,067,160,685	2.3151	1,071,246,030	16.44

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.25
合計	99.25

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		１万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１計算期間末　（2020年 9月23日）	804,775,713	804,775,713	9,178	9,178
第２計算期間末　（2021年 9月21日）	1,674,968,978	1,674,968,978	10,923	10,923
第３計算期間末　（2022年 9月20日）	2,286,612,923	2,286,612,923	11,305	11,305
第４計算期間末　（2023年 9月20日）	3,271,198,239	3,271,198,239	12,416	12,416
第５計算期間末　（2024年 9月20日）	5,144,790,467	5,144,790,467	13,044	13,044
第６計算期間末　（2025年 9月22日）	6,481,151,678	6,481,151,678	15,133	15,133
2024年 9月末日	5,222,704,523	—	13,057	—
10月末日	5,363,527,047	—	13,206	—
11月末日	5,333,415,898	—	13,062	—
12月末日	5,393,427,432	—	13,340	—
2025年 1月末日	5,484,150,631	—	13,389	—
2月末日	5,499,712,512	—	13,237	—
3月末日	5,611,803,077	—	13,346	—
4月末日	5,658,708,495	—	13,332	—
5月末日	5,813,118,663	—	13,639	—
6月末日	5,966,351,085	—	13,910	—
7月末日	6,071,524,281	—	14,426	—
8月末日	6,347,899,502	—	14,906	—
9月末日	6,515,608,793	—	15,132	—

②【分配の推移】

期	計算期間	１万口当たりの分配金（円）
第１期	2019年10月16日～2020年 9月23日	0
第２期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	0
第３期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	0
第４期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	0
第５期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	0
第６期	2024年 9月21日～2025年 9月22日	0

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1期	2019年10月16日～2020年 9月23日	△8.22
第2期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	19.01
第3期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	3.50
第4期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	9.83
第5期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	5.06
第6期	2024年 9月21日～2025年 9月22日	16.02

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2019年10月16日～2020年 9月23日	895,358,940	18,486,447
第2期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	986,550,453	330,020,019
第3期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	761,350,038	272,145,691
第4期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	1,075,829,315	463,727,918
第5期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	1,946,219,378	636,603,893
第6期	2024年 9月21日～2025年 9月22日	1,075,932,563	737,490,071

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

しんきん好配当利回り株マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	36,275,012,050	98.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	614,687,487	1.67
合計(純資産総額)		36,889,699,537	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	110,800	3,945.63	437,175,804	4,176.00	462,700,800	1.25
2	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	188,800	2,160.38	407,879,744	2,394.00	451,987,200	1.23
3	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	90,300	4,246.60	383,467,980	4,988.00	450,416,400	1.22
4	日本	株式	太陽ホールディングス	化学	55,300	4,128.64	228,313,792	8,080.00	446,824,000	1.21
5	日本	株式	パナソニック　ホールディングス	電気機器	277,300	1,796.35	498,127,855	1,610.00	446,453,000	1.21
6	日本	株式	三井金属鉱業	非鉄金属	38,800	4,577.71	177,615,148	11,505.00	446,394,000	1.21
7	日本	株式	ＳＣＲＥＥＮホールディングス	電気機器	33,100	10,657.80	352,773,180	13,460.00	445,526,000	1.21
8	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	16,900	21,530.71	363,868,999	26,360.00	445,484,000	1.21
9	日本	株式	日東電工	化学	125,900	2,916.00	367,124,400	3,517.00	442,790,300	1.20
10	日本	株式	ＥＮＥＯＳホールディングス	石油・石炭製品	470,100	819.16	385,087,116	939.90	441,846,990	1.20
11	日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	292,300	1,428.50	417,550,550	1,510.50	441,519,150	1.20
12	日本	株式	インフロニア・ホールディングス	建設業	286,700	1,220.38	349,884,572	1,539.00	441,231,300	1.20
13	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	104,200	2,638.50	274,931,700	4,218.00	439,515,600	1.19
14	日本	株式	ＡＧＣ	ガラス・土石製品	91,000	4,638.08	422,065,280	4,825.00	439,075,000	1.19
15	日本	株式	マブチモーター	電気機器	169,500	2,373.22	402,260,790	2,590.00	439,005,000	1.19
16	日本	株式	三菱電機	電気機器	115,100	2,878.00	331,257,800	3,803.00	437,725,300	1.19
17	日本	株式	ＩＮＰＥＸ	鉱業	163,600	2,101.76	343,847,936	2,673.00	437,302,800	1.19
18	日本	株式	三井住友トラストグループ	銀行業	101,300	3,962.73	401,424,549	4,299.00	435,488,700	1.18
19	日本	株式	三井物産	卸売業	118,300	2,967.03	350,999,649	3,680.00	435,344,000	1.18
20	日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス業	101,000	3,508.77	354,385,792	4,289.00	433,189,000	1.17
21	日本	株式	大和証券グループ本社	証券、商品先物取引業	358,900	1,053.92	378,251,888	1,202.50	431,577,250	1.17
22	日本	株式	丸一鋼管	鉄鋼	335,100	1,190.90	399,071,294	1,287.50	431,441,250	1.17
23	日本	株式	小松製作所	機械	83,300	4,561.51	379,973,783	5,160.00	429,828,000	1.17

24	日本	株式	三菱重工業	機械	110,700	2,874.50	318,207,150	3,879.00	429,405,300	1.16
25	日本	株式	ＩＤＥＣ	電気機器	177,100	2,537.40	449,373,540	2,422.00	428,936,200	1.16
26	日本	株式	日東工業	電気機器	118,400	3,374.33	399,520,672	3,620.00	428,608,000	1.16
27	日本	株式	出光興産	石油・石炭製品	421,300	1,096.72	462,048,136	1,016.00	428,040,800	1.16
28	日本	株式	住友商事	卸売業	99,800	3,618.13	361,089,374	4,288.00	427,942,400	1.16
29	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	393,800	938.89	369,734,882	1,085.50	427,469,900	1.16
30	日本	株式	ヤマハ発動機	輸送用機器	385,100	1,198.84	461,673,284	1,110.00	427,461,000	1.16

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	鉱業	1.19
		建設業	3.48
		食料品	3.44
		化学	5.82
		医薬品	4.57
		石油・石炭製品	2.36
		ゴム製品	2.24
		ガラス・土石製品	1.19
		鉄鋼	2.30
		非鉄金属	2.40
		金属製品	2.27
		機械	5.74
		電気機器	11.77
		輸送用機器	8.01
		精密機器	1.15
		その他製品	1.14
		電気・ガス業	2.33
		陸運業	3.42
		空運業	1.14
		倉庫・運輸関連業	1.14
		情報・通信業	3.34
		卸売業	4.64
		小売業	4.58
		銀行業	6.08
		証券、商品先物取引業	2.33
		保険業	3.46
		不動産業	2.30
		サービス業	4.50
合計			98.33

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	ドイツ	2,562,809,990	19.42
	イタリア	3,195,901,245	24.21
	フランス	2,923,267,916	22.15
	オランダ	532,031,758	4.03
	スペイン	2,017,916,757	15.29
	ベルギー	643,891,067	4.88
	オーストリア	485,316,508	3.68
	フィンランド	174,592,129	1.32
	アイルランド	169,646,079	1.29
	ポルトガル	258,199,723	1.96
	小計	12,963,573,172	98.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	234,702,363	1.78
合計(純資産総額)		13,198,275,535	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	ドイツ	国債証券	DBR 4.000 01/04/37	2,900,000	20,067.24	581,950,094	19,441.33	563,798,619	4	2037/1/4	4.27
2	スペイン	国債証券	SPGB 4.200 01/31/37	3,000,000	19,160.69	574,820,901	18,767.91	563,037,371	4.2	2037/1/31	4.27
3	イタリア	国債証券	BTPS 3.850 07/01/34	3,000,000	18,093.74	542,812,285	18,083.78	542,513,418	3.85	2034/7/1	4.11
4	ドイツ	国債証券	DBR 1.700 08/15/32	3,200,000	16,810.27	537,928,835	16,628.73	532,119,542	1.7	2032/8/15	4.03
5	イタリア	国債証券	BTPS 2.800 12/01/28	2,800,000	17,606.29	492,976,151	17,689.18	495,297,091	2.8	2028/12/1	3.75
6	フランス	国債証券	FRTR 4.000 10/25/38	2,700,000	18,696.41	504,803,229	17,870.43	482,501,845	4	2038/10/25	3.66
7	フランス	国債証券	FRTR 2.750 10/25/27	2,700,000	17,635.74	476,165,024	17,644.51	476,401,972	2.75	2027/10/25	3.61
8	イタリア	国債証券	BTPS 3.450 07/15/31	2,600,000	17,876.86	464,798,549	17,920.30	465,927,858	3.45	2031/7/15	3.53
9	スペイン	国債証券	SPGB 1.950 07/30/30	2,700,000	16,913.28	456,658,650	16,971.88	458,240,849	1.95	2030/7/30	3.47
10	フランス	国債証券	FRTR 1.500 05/25/31	2,800,000	16,225.47	454,313,251	16,224.62	454,289,592	1.5	2031/5/25	3.44
11	スペイン	国債証券	SPGB 4.700 07/30/41	2,200,000	20,243.86	445,365,032	19,504.01	429,088,412	4.7	2041/7/30	3.25
12	フランス	国債証券	FRTR 5.750 10/25/32	1,900,000	20,866.61	396,465,628	20,371.86	387,065,481	5.75	2032/10/25	2.93
13	フランス	国債証券	FRTR 0.000 11/25/31	2,500,000	14,468.23	361,705,970	14,592.06	364,801,504	0	2031/11/25	2.76

14	ドイツ	国債証券	DBR 0.250 02/15/29	2,200,000	16,252.28	357,550,199	16,398.40	360,764,809	0.25	2029/2/15	2.73
15	イタリア	国債証券	BTPS 0.950 08/01/30	2,200,000	15,765.98	346,851,594	16,064.32	353,415,155	0.95	2030/8/1	2.68
16	イタリア	国債証券	BTPS 3.350 07/01/29	1,800,000	17,916.94	322,505,004	17,937.80	322,880,428	3.35	2029/7/1	2.45
17	ドイツ	国債証券	DBR 4.750 07/04/34	1,500,000	20,944.86	314,173,049	20,371.81	305,577,226	4.75	2034/7/4	2.32
18	ドイツ	国債証券	DBR 0.000 08/15/31	2,000,000	15,173.65	303,473,118	15,221.19	304,423,979	0	2031/8/15	2.31
19	ドイツ	国債証券	DBR 3.250 07/04/42	1,700,000	18,874.91	320,873,569	17,794.02	302,498,354	3.25	2042/7/4	2.29
20	イタリア	国債証券	BTPS 5.000 08/01/39	1,500,000	19,867.55	298,013,253	19,630.80	294,462,091	5	2039/8/1	2.23
21	フランス	国債証券	FRTR 1.250 05/25/36	2,100,000	14,271.57	299,703,100	13,874.37	291,361,934	1.25	2036/5/25	2.21
22	イタリア	国債証券	BTPS 4.050 10/30/37	1,600,000	18,195.18	291,122,945	18,051.66	288,826,571	4.05	2037/10/30	2.19
23	オランダ	国債証券	NETHER 2.500 01/15/33	1,550,000	17,463.82	270,689,298	17,311.27	268,324,837	2.5	2033/1/15	2.03
24	スペイン	国債証券	SPGB 1.500 04/30/27	1,550,000	17,182.06	266,322,044	17,288.23	267,967,601	1.5	2027/4/30	2.03
25	ポルトガル	国債証券	PGB 2.875 10/20/34	1,500,000	17,523.20	262,848,127	17,213.31	258,199,723	2.875	2034/10/20	1.96
26	ベルギー	国債証券	BGB 5.000 03/28/35	1,000,000	20,593.79	205,937,933	20,012.93	200,129,303	5	2035/3/28	1.52
27	ベルギー	国債証券	BGB 3.000 06/22/34	1,100,000	17,668.93	194,358,241	17,300.75	190,308,264	3	2034/6/22	1.44
28	フランス	国債証券	FRTR 3.250 05/25/45	1,200,000	16,871.69	202,460,302	15,539.62	186,475,490	3.25	2045/5/25	1.41
29	オーストリア	国債証券	RAGB 2.400 05/23/34	1,100,000	16,968.11	186,649,262	16,764.92	184,414,197	2.4	2034/5/23	1.40
30	イタリア	国債証券	BTPS 2.500 12/01/32	1,100,000	16,656.65	183,223,160	16,763.06	184,393,662	2.5	2032/12/1	1.40

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	98.22
合計	98.22

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	11,051,786,194	83.05
特殊債券	国際機関	2,080,441,159	15.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	175,295,241	1.32
合計(純資産総額)		13,307,522,594	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	国際機関	特殊債券	ASIA 1.875 01/24/30	5,300,000	13,212.58	700,266,887	13,770.84	729,854,689	1.875	2030/1/24	5.48
2	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.250 08/15/35	4,500,000	14,929.87	671,844,262	15,015.94	675,717,468	4.25	2035/8/15	5.08
3	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.250 11/15/27	4,600,000	14,220.65	654,150,223	14,467.53	665,506,392	2.25	2027/11/15	5.00
4	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.625 01/31/26	4,400,000	14,652.46	644,708,557	14,817.43	651,967,233	2.625	2026/1/31	4.90
5	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.125 11/15/28	4,400,000	14,265.14	627,666,447	14,654.79	644,810,912	3.125	2028/11/15	4.85
6	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 08/15/29	4,600,000	13,263.69	610,130,012	13,807.45	635,143,018	1.625	2029/8/15	4.77
7	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.375 11/15/31	4,800,000	12,259.33	588,448,200	12,884.51	618,456,826	1.375	2031/11/15	4.65
8	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 02/15/26	3,900,000	14,493.84	565,259,994	14,760.25	575,649,753	1.625	2026/2/15	4.33
9	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 05/15/26	3,700,000	14,403.55	532,931,663	14,687.76	543,447,416	1.625	2026/5/15	4.08
10	アメリカ	国債証券	T-NOTE 0.875 11/15/30	4,000,000	12,523.87	500,955,027	12,903.70	516,148,349	0.875	2030/11/15	3.88
11	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.250 08/15/31	3,800,000	12,245.38	465,324,440	12,876.37	489,302,259	1.25	2031/8/15	3.68
12	国際機関	特殊債券	ASIA 4.125 05/30/2030	3,000,000	15,037.92	451,137,665	15,096.54	452,896,337	4.125	2030/5/30	3.40
13	アメリカ	国債証券	T-BOND 2.500 05/15/46	4,300,000	10,356.46	445,327,995	10,479.75	450,629,518	2.5	2046/5/15	3.39
14	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 02/15/42	3,600,000	12,156.40	437,630,434	12,365.76	445,167,484	3.125	2042/2/15	3.35
15	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.375 05/15/40	3,000,000	14,443.88	433,316,403	14,746.68	442,400,409	4.375	2040/5/15	3.32
16	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.375 05/15/34	2,900,000	14,767.03	428,244,015	15,236.93	441,871,188	4.375	2034/5/15	3.32
17	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.625 02/15/44	3,200,000	12,791.76	409,336,627	12,935.69	413,942,230	3.625	2044/2/15	3.11
18	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.500 02/15/30	3,000,000	13,170.64	395,119,378	13,571.92	407,157,721	1.5	2030/2/15	3.06
19	国際機関	特殊債券	IBRD 1.875 10/27/26	2,600,000	14,282.19	371,336,963	14,576.36	378,985,523	1.875	2026/10/27	2.85
20	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 05/15/48	3,100,000	11,389.32	353,068,920	11,503.30	356,602,493	3.125	2048/5/15	2.68

21	国際機関	特殊債券	IBRD 0.750 11/24/27	2,200,000	13,483.96	296,647,278	13,984.37	307,656,333	0.75	2027/11/24	2.31
22	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.000 02/15/47	2,650,000	11,248.46	298,084,327	11,385.24	301,709,099	3	2047/2/15	2.27
23	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.500 02/15/39	2,000,000	13,364.01	267,280,309	13,635.31	272,706,288	3.5	2039/2/15	2.05
24	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.500 02/15/33	1,800,000	13,941.12	250,940,217	14,457.64	260,237,587	3.5	2033/2/15	1.96
25	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.750 02/15/37	1,600,000	15,293.34	244,693,584	15,642.86	250,285,889	4.75	2037/2/15	1.88
26	国際機関	特殊債券	IADB 4.125 02/15/29	1,400,000	14,717.21	206,041,042	15,074.87	211,048,277	4.125	2029/2/15	1.59
27	アメリカ	国債証券	T-NOTE 0.625 08/15/30	1,600,000	12,178.50	194,856,004	12,831.59	205,305,520	0.625	2030/8/15	1.54
28	アメリカ	国債証券	T-BOND 5.250 02/15/29	1,100,000	15,438.15	169,819,738	15,670.78	172,378,613	5.25	2029/2/15	1.30
29	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.250 11/15/34	1,100,000	14,608.10	160,689,162	15,064.21	165,706,348	4.25	2034/11/15	1.25
30	アメリカ	国債証券	T-BOND 6.500 11/15/26	1,000,000	15,517.83	155,178,322	15,379.42	153,794,203	6.5	2026/11/15	1.16

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	83.05
特殊債券	15.63
合計	98.68

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきんＪリートマザーファンドⅡ

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	6,656,081,500	98.38
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	109,925,591	1.62
合計(純資産総額)		6,766,007,091	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	3,520	132,805	467,473,664	139,500	491,040,000	7.26
2	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	3,420	100,887	345,035,934	113,700	388,854,000	5.75
3	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	3,065	119,048	364,882,448	124,500	381,592,500	5.64
4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	2,005	144,131	288,983,056	160,400	321,602,000	4.75
5	日本	投資証券	ＫＤＸ不動産投資法人	1,840	154,499	284,279,816	168,500	310,040,000	4.58
6	日本	投資証券	ＧＬＰ投資法人	2,235	129,335	289,065,647	136,500	305,077,500	4.51
7	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	3,350	79,473	266,237,330	86,400	289,440,000	4.28
8	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	2,540	93,684	237,957,880	100,200	254,508,000	3.76
9	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	2,015	120,361	242,529,188	126,000	253,890,000	3.75
10	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	1,360	156,344	212,627,921	179,400	243,984,000	3.61
11	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	3,365	63,850	214,858,312	67,400	226,801,000	3.35
12	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	1,350	150,389	203,026,452	166,100	224,235,000	3.31
13	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	2,380	76,542	182,170,112	89,200	212,296,000	3.14
14	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	1,855	92,041	170,736,518	103,100	191,250,500	2.83
15	日本	投資証券	産業ファンド投資法人	1,135	121,592	138,007,890	135,800	154,133,000	2.28
16	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	1,060	120,939	128,195,541	134,600	142,676,000	2.11
17	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	1,455	93,854	136,558,210	97,800	142,299,000	2.10
18	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	385	314,305	121,007,733	365,000	140,525,000	2.08
19	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	1,310	103,267	135,281,052	106,300	139,253,000	2.06
20	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	1,685	77,367	130,364,675	79,600	134,126,000	1.98
21	日本	投資証券	星野リゾート・リート投資法人	455	244,532	111,262,210	269,300	122,531,500	1.81
22	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	850	138,341	117,590,192	143,500	121,975,000	1.80
23	日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	765	134,069	102,563,182	145,200	111,078,000	1.64
24	日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人	545	191,556	104,398,373	200,100	109,054,500	1.61
25	日本	投資証券	三井不動産アコモデーションファンド投資法人	805	118,386	95,300,738	132,000	106,260,000	1.57
26	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	600	153,966	92,380,002	169,500	101,700,000	1.50
27	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	685	133,334	91,333,810	143,000	97,955,000	1.45
28	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	300	287,349	86,204,913	325,000	97,500,000	1.44

29	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	875	96,093	84,082,083	107,400	93,975,000	1.39
30	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人	725	118,792	86,124,774	121,700	88,232,500	1.30

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資証券	98.38
合計	98.38

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

データは2025年9月30日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100 にならない場合等があります。

基準価額・純資産の推移

基準価額・純資産総額

基準価額	15,132円
純資産総額	6,516百万円

分配の推移（税引前）

決算期	分配金
2025年 9月	0円
2024年 9月	0円
2023年 9月	0円
2022年 9月	0円
2021年 9月	0円
設定来累計	0円

※基準価額および分配金は１万口当たりです。
※基準価額（分配金再投資後）は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

主要な資産の状況

資産別投資比率

※投資比率は、しんきん３資産ファンド（１年決算型）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

年間収益率の推移 (期間:2015年～2025年)

※当ファンドはベンチマークを設定していないため、設定日以前の収益率の推移は表示していません。
※ 2019年は、10月16日（設定日）から同年最終営業日までの当ファンドの実績収益率を表示しています。
※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。
※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信（株）のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

追加的記載事項

データは2025年9月30日現在です。

■各マザーファンドの組入上位10銘柄

※投資比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

	国内株式		
	しんきん好配当利回り株マザーファンド		
	銘柄名	業種	投資比率
1	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.25%
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.23%
3	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.22%
4	太陽ホールディングス	化学	1.21%
5	パナソニックホールディングス	電気機器	1.21%
6	三井金属鉱業	非鉄金属	1.21%
7	SCREENホールディングス	電気機器	1.21%
8	東京エレクトロン	電気機器	1.21%
9	日東電工	化学	1.20%
10	ENEOSホールディングス	石油・石炭製品	1.20%

	外国債券			
	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド			
	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	ドイツ国債	4.00%	2037/01/04	4.27%
2	スペイン国債	4.20%	2037/01/31	4.27%
3	イタリア国債	3.85%	2034/07/01	4.11%
4	ドイツ国債	1.70%	2032/08/15	4.03%
5	イタリア国債	2.80%	2028/12/01	3.75%
6	フランス国債	4.00%	2038/10/25	3.66%
7	フランス国債	2.75%	2027/10/25	3.61%
8	イタリア国債	3.45%	2031/07/15	3.53%
9	スペイン国債	1.95%	2030/07/30	3.47%
10	フランス国債	1.50%	2031/05/25	3.44%

	外国債券			
	しんきん米国ソブリン債マザーファンド			
	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	アジア開発銀行	1.875%	2030/01/24	5.48%
2	アメリカ国債	4.250%	2035/08/15	5.08%
3	アメリカ国債	2.250%	2027/11/15	5.00%
4	アメリカ国債	2.625%	2026/01/31	4.90%
5	アメリカ国債	3.125%	2028/11/15	4.85%
6	アメリカ国債	1.625%	2029/08/15	4.77%
7	アメリカ国債	1.375%	2031/11/15	4.65%
8	アメリカ国債	1.625%	2026/02/15	4.33%
9	アメリカ国債	1.625%	2026/05/15	4.08%
10	アメリカ国債	0.875%	2030/11/15	3.88%

	国内不動産投資信託（Jリート）	
	しんきんJリートマザーファンドⅡ	
	銘柄名	投資比率
1	日本ビルファンド投資法人	7.26%
2	日本都市ファンド投資法人	5.75%
3	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.64%
4	野村不動産マスターファンド投資法人	4.75%
5	KDX不動産投資法人	4.58%
6	GLP投資法人	4.51%
7	日本プロロジスリート投資法人	4.28%
8	オリックス不動産投資法人	3.76%
9	大和ハウスリート投資法人	3.75%
10	ユナイテッド・アーバン投資法人	3.61%

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）　申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。

（２）　販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。

（３）　申込単位は、販売会社が定める単位です。

（４）　申込みに係る受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2％（税抜2.0％）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。

　収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

（５）　毎営業日の午後３時30分までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

（６）　ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受け付けません。ただし、「自動けいぞく投資約款」に従って契約を結んだ取得申込者においては、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。

（７）　委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

（８）　取得申込者は販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

※ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

２【換金（解約）手続等】

（１）　受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

（２） 毎営業日の午後３時30分までに受け付けた一部解約の実行の請求を、当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる請求は、翌営業日以降の取扱いとなります。

（３） ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の換金（解約）の申込みを受け付けません。

（４） 受益者は、自己に帰属する受益権につき、１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

（５） 解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.3%を信託財産留保額として控除した価額とします。

（６） 解約時の課税に関しては、前記「ファンド情報　第１　ファンドの状況」の「４ 手数料等及び税金 （５）課税上の取扱い」をご覧ください。

（７） 一部解約金に係る収益調整金（注）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（８） 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、（５）の規定に準じて算定した価額とします。

（９） 解約代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して５営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。

(10) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(11) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（注）収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※ファンドの換金（解約）手続についてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の計算方法

・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。

・基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

・基準価額（受益権１口当りの純資産額を１万口単位で表示したもの）は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

＜照会先＞ しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社） ＜コールセンター＞0120-781812 携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00） ＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

② ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

・「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」および「しんきんＪリートマザーファンドⅡ」の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

・外貨建資産の円換算については、原則として我が国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、我が国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は無期限です。ただし、後記「（５）その他」の「①ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

① この信託の計算期間は、原則として毎年９月21日から翌年９月20日までとします。

② 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

① ファンドの繰上償還条項

１） 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約により受益権の総口数が３億口を下回った場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を

終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2） 委託会社は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3） 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4） 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

5） 第２項から前項までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同じとします。

6） 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

7） 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、約款の変更の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

8） 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 約款の変更

1） 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2） 委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3） 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）

は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものと見なします。

4） 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

5） 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

6） 第２項から前項までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

7） 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書）は、期間満了の１か月前までに当事者のいずれからも、別段の意思表示がない場合は、自動的に１年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

⑤ 運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、毎計算期間の末日（原則９月20日）および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、投資信託財産に係る知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1） 収益分配金に対する請求権

① 収益分配金は、毎計算期間終了日後１か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義

で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

③ 受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２） 償還金に対する請求権

① 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

② 償還金は、信託終了日後１か月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して５営業日目まで)から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

④ 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３） 換金（解約）請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、前記「第２ 管理及び運営」の「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４） 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当期（2024年９月21日から2025年９月22日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 11 月 28 日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　鶴田　光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん３資産ファンド（１年決算型）の 2024 年 9 月 21 日から 2025 年 9 月 22 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん３資産ファンド（１年決算型）の 2025 年 9 月 22 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

１【財務諸表】
しんきん３資産ファンド（１年決算型）
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 （2024年９月20日現在）	当期 （2025年９月22日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	57,934,117	47,738,004
親投資信託受益証券	5,116,342,816	6,424,501,118
未収入金	－	50,000,000
未収利息	366	457
流動資産合計	5,174,277,299	6,522,239,579
資産合計	5,174,277,299	6,522,239,579
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,056,614	10,706,054
未払受託者報酬	800,991	996,137
未払委託者報酬	23,495,786	29,219,750
その他未払費用	133,441	165,960
流動負債合計	29,486,832	41,087,901
負債合計	29,486,832	41,087,901
純資産の部		
元本等		
元本	※1,※2 3,944,324,156	※1,※2 4,282,766,648
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,200,466,311	2,198,385,030
（分配準備積立金）	512,968,905	1,266,557,207
元本等合計	5,144,790,467	6,481,151,678
純資産合計	5,144,790,467	6,481,151,678
負債純資産合計	5,174,277,299	6,522,239,579

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 （自　2023年９月21日 至　2024年９月20日）	当期 （自　2024年９月21日 至　2025年９月22日）
営業収益		
受取利息	10,587	139,718
有価証券売買等損益	227,067,937	935,558,302
営業収益合計	227,078,524	935,698,020
営業費用		
支払利息	9,715	－
受託者報酬	1,398,259	1,875,005
委託者報酬	41,015,682	54,999,667
その他費用	239,207	312,375
営業費用合計	42,662,863	57,187,047
営業利益又は営業損失（△）	184,415,661	878,510,973
経常利益又は経常損失（△）	184,415,661	878,510,973
当期純利益又は当期純損失（△）	184,415,661	878,510,973
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	22,706,633	43,337,121
期首剰余金又は期首欠損金（△）	636,489,568	1,200,466,311
剰余金増加額又は欠損金減少額	558,581,623	387,612,227
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	558,581,623	387,612,227
剰余金減少額又は欠損金増加額	156,313,908	224,867,360
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	156,313,908	224,867,360
分配金	※1　－	※1　－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,200,466,311	2,198,385,030

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 　移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 　当計算期間は、当期末が休日のため、2024年９月21日から2025年９月22日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

前期 （2024年９月20日現在）	当期 （2025年９月22日現在）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	前期 （2024年９月20日現在）	当期 （2025年９月22日現在）
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 2,634,708,671円 期中追加設定元本額 1,946,219,378円 期中一部解約元本額 636,603,893円	期首元本額 3,944,324,156円 期中追加設定元本額 1,075,932,563円 期中一部解約元本額 737,490,071円
※２計算期間末日における受益権の総数	3,944,324,156口	4,282,766,648口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 （自　2023年９月21日 至　2024年９月20日）			当期 （自　2024年９月21日 至　2025年９月22日）		
※１分配金の計算過程			※１分配金の計算過程		
A	費用控除後の配当等収益額	113,495,976円	A	費用控除後の配当等収益額	195,543,876円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	48,213,052円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	639,629,976円
C	収益調整金額	687,497,406円	C	収益調整金額	931,827,823円
D	分配準備積立金額	351,259,877円	D	分配準備積立金額	431,383,355円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,200,466,311円	E	当ファンドの分配対象収益額	2,198,385,030円
F	当ファンドの期末残存口数	3,944,324,156口	F	当ファンドの期末残存口数	4,282,766,648口
G	10,000口当たり収益分配対象額	3,043円	G	10,000口当たり収益分配対象額	5,133円
H	10,000口当たり分配金額	0円	H	10,000口当たり分配金額	0円
I	収益分配金金額	0円	I	収益分配金金額	0円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

区分	前期 （自 2023年９月21日 至 2024年９月20日）	当期 （自 2024年９月21日 至 2025年９月22日）
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 （2024年９月20日現在）	当期 （2025年９月22日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

	商品の帳簿価額を時価としております。	
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	前期 （2024年９月20日現在）	当期 （2025年９月22日現在）
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	226,871,332円	908,595,091円
合計	226,871,332円	908,595,091円

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期 （2024年９月20日現在）	当期 （2025年９月22日現在）
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 （自 2023年９月21日 至 2024年９月20日）	当期 （自 2024年９月21日 至 2025年９月22日）
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報）

前期 （2024年９月20日現在）	当期 （2025年９月22日現在）
１口当たり純資産額 1.3044円 （１万口当たり純資産額　13,044円）	１口当たり純資産額 1.5133円 （１万口当たり純資産額　15,133円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	しんきん好配当利回り株マザーファンド	426,393,736	2,182,453,698	
	しんきんＪリートマザーファンドⅡ	666,737,218	2,136,626,088	
	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	533,066,603	1,051,260,647	
	しんきん米国ソブリン債マザーファンド	457,098,554	1,054,160,685	
合計		2,083,296,111	6,424,501,118	

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

（参考情報）
当ファンドは、「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」及び「しんきんＪリートマザーファンドⅡ」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。
なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん好配当利回り株マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

		2025年９月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		706,793,177
株式		36,631,951,060
未収配当金		9,648,000
未収利息		6,777
流動資産合計		37,348,399,014
資産合計		37,348,399,014
負債の部		
流動負債		
未払解約金		530,000,000
流動負債合計		530,000,000
負債合計		530,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	7,193,361,633
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		29,625,037,381
元本等合計		36,818,399,014
純資産合計		36,818,399,014
負債純資産合計		37,348,399,014

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2025年９月22日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2025年９月22日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 8,610,779,432円 期中追加設定元本額 1,731,372,116円 期中一部解約元本額 3,148,789,915円
元本の内訳	しんきん３資産ファンド（毎月決算型） 3,970,461,878円 しんきん好配当利回り株ファンド（３ヵ月決算型） 1,816,692,890円 しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 669,959,186円 しんきん３資産ファンド（１年決算型） 426,393,736円 しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 248,869,414円 しんきん好配当利回り株スペシャルⅡ（適格機関投資家限定） 60,984,529円 合計　7,193,361,633円
※２本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	7,193,361,633口

（金融商品に関する注記）
１．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年９月21日 至 2025年９月22日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年９月22日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	2025年９月22日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,936,175,788円
合計	3,936,175,788円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2025年９月22日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自　2024年９月21日 至　2025年９月22日
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2025年９月22日現在
１口当たり純資産額　5.1184円 （１万口当たり純資産額　51,184円）

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式

（単位：円）

銘　柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ＩＮＰＥＸ	163,600	2,638.00	431,576,800	
大林組	174,500	2,432.00	424,384,000	
積水ハウス	124,700	3,355.00	418,368,500	
インフロニア・ホールディングス	286,700	1,517.50	435,067,250	
明治ホールディングス	135,600	3,141.00	425,919,600	
雪印メグミルク	143,400	3,030.00	434,502,000	
キリンホールディングス	195,300	2,168.00	423,410,400	
クラレ	241,800	1,732.00	418,797,600	
三菱ケミカルグループ	487,100	886.50	431,814,150	
三洋化成工業	102,800	4,180.00	429,704,000	
太陽ホールディングス	55,300	8,150.00	450,695,000	
日東電工	125,900	3,513.00	442,286,700	
武田薬品工業	96,300	4,457.00	429,209,100	
アステラス製薬	254,900	1,672.00	426,192,800	
参天製薬	252,900	1,646.00	416,273,400	
ツムラ	113,900	3,736.00	425,530,400	
出光興産	421,300	1,031.00	434,360,300	
ＥＮＥＯＳホールディングス	470,100	940.30	442,035,030	
横浜ゴム	73,900	5,811.00	429,432,900	
ブリヂストン	61,700	7,034.00	433,997,800	
ＡＧＣ	91,000	4,793.00	436,163,000	

日本製鉄	130,200	3,182.00	414,296,400	
丸一鋼管	111,700	3,850.00	430,045,000	
三井金属鉱業	38,800	10,630.00	412,444,000	
住友電気工業	104,200	4,159.00	433,367,800	
三和ホールディングス	91,300	4,419.00	403,454,700	
ＬＩＸＩＬ	220,300	1,915.00	421,874,500	
アマダ	229,500	1,850.00	424,575,000	
小松製作所	83,300	5,270.00	438,991,000	
マックス	74,200	5,590.00	414,778,000	
日本精工	538,600	789.30	425,116,980	
三菱重工業	110,700	3,682.00	407,597,400	
日清紡ホールディングス	365,000	1,146.50	418,472,500	
三菱電機	115,100	3,793.00	436,574,300	
マブチモーター	169,500	2,573.50	436,208,250	
日東工業	118,400	3,650.00	432,160,000	
ＩＤＥＣ	177,100	2,471.00	437,614,100	
パナソニック　ホールディングス	277,300	1,619.50	449,087,350	
カシオ計算機	346,600	1,250.00	433,250,000	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	37,300	13,905.00	518,656,500	
キヤノン	98,400	4,441.00	436,994,400	
東京エレクトロン	20,200	26,600.00	537,320,000	
デンソー	197,700	2,199.50	434,841,150	
いすゞ自動車	218,800	1,958.50	428,519,800	
トヨタ自動車	146,400	2,964.00	433,929,600	
アイシン	163,900	2,538.00	415,978,200	
本田技研工業	255,200	1,661.50	424,014,800	
ＳＵＢＡＲＵ	140,600	3,098.00	435,578,800	
ヤマハ発動機	385,100	1,113.00	428,616,300	
ニコン	246,100	1,838.50	452,454,850	
オカムラ	178,700	2,403.00	429,416,100	
中部電力	207,600	2,058.00	427,240,800	
大阪瓦斯	101,000	4,250.00	429,250,000	
東京地下鉄	246,600	1,740.00	429,084,000	
九州旅客鉄道	103,900	4,031.00	418,820,900	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	126,700	3,392.00	429,766,400	
日本航空	135,800	3,054.00	414,733,200	
住友倉庫	135,300	3,145.00	425,518,500	
ＮＴＴ	2,692,100	158.20	425,890,220	
ソフトバンク	1,874,700	225.90	423,494,730	
ＳＣＳＫ	89,300	4,555.00	406,761,500	

伊藤忠商事	50,000	8,735.00	436,750,000	
三井物産	118,300	3,774.00	446,464,200	
住友商事	99,800	4,390.00	438,122,000	
サンゲツ	137,300	3,135.00	430,435,500	
日本瓦斯	150,800	2,838.50	428,045,800	
丸井グループ	131,100	3,257.00	426,992,700	
ヤマダホールディングス	875,500	479.80	420,064,900	
サンドラッグ	93,500	4,411.00	412,428,500	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	188,800	2,369.00	447,267,200	
りそなホールディングス	292,300	1,542.50	450,872,750	
三井住友トラストグループ	101,300	4,306.00	436,197,800	
三井住友フィナンシャルグループ	110,800	4,187.00	463,919,600	
みずほフィナンシャルグループ	90,300	4,932.00	445,359,600	
大和証券グループ本社	358,900	1,210.00	434,269,000	
野村ホールディングス	393,800	1,094.00	430,817,200	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	123,300	3,408.00	420,206,400	
東京海上ホールディングス	67,000	6,274.00	420,358,000	
Ｔ＆Ｄホールディングス	109,700	3,626.00	397,772,200	
大東建託	26,300	16,440.00	432,372,000	
野村不動産ホールディングス	447,300	959.00	428,960,700	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	113,200	3,485.00	394,502,000	
ユー・エス・エス	237,900	1,780.00	423,462,000	
日本郵政	281,500	1,485.50	418,168,250	
メイテックグループホールディングス	129,000	3,346.00	431,634,000	
合　計	19,903,600		36,631,951,060	

②　株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

		2025年９月22日現在
資産の部		
流動資産		
預金		24,583,134
コール・ローン		85,767,509
国債証券		12,896,671,867
未収利息		146,186,591
前払費用		4,918,985
流動資産合計		13,158,128,086
資産合計		13,158,128,086
負債の部		
流動負債		
未払解約金		60,000,000
流動負債合計		60,000,000
負債合計		60,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	6,641,577,861
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		6,456,550,225
元本等合計		13,098,128,086
純資産合計		13,098,128,086
負債純資産合計		13,158,128,086

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2025年９月22日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2025年９月22日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 7,372,807,795円 期中追加設定元本額 932,659,088円 期中一部解約元本額 1,663,889,022円
元本の内訳	しんきん海外ソブリン債セレクション欧州ソブリン債ポートフォリオ 90,646,449円 しんきん海外ソブリン債セレクション欧米ソブリン債ポートフォリオ 129,146,653円 しんきん３資産ファンド（毎月決算型） 5,137,510,502円

	しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 557,092,574円 しんきん３資産ファンド（１年決算型） 533,066,603円 しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 194,115,080円 合計　6,641,577,861円
※２本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	6,641,577,861口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年９月21日 至 2025年９月22日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年９月22日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	(１)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	2025年９月22日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△207,589,370円
合計	△207,589,370円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2025年９月22日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年９月21日 至 2025年９月22日
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2025年９月22日現在
１口当たり純資産額　1.9721円 （１万口当たり純資産額　19,721円）

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

通貨	種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
ユーロ	国債証券	BGB 0.800 06/22/27	300,000.00	293,534.83	
		BGB 0.900 06/22/29	600,000.00	568,104.79	
		BGB 1.600 06/22/47	900,000.00	586,663.20	
		BGB 3.000 06/22/34	1,100,000.00	1,089,022.97	
		BGB 5.000 03/28/35	1,000,000.00	1,145,402.00	
		BTPS 0.950 08/01/30	2,200,000.00	2,025,474.00	
		BTPS 2.500 12/01/32	1,100,000.00	1,056,961.40	
		BTPS 2.800 12/01/28	2,800,000.00	2,839,645.20	
		BTPS 2.950 02/15/27	400,000.00	404,288.00	

		BTPS 3.350 07/01/29	1,800,000.00	1,851,409.80	
		BTPS 3.450 07/15/31	2,600,000.00	2,671,310.20	
		BTPS 3.850 07/01/34	3,000,000.00	3,109,404.00	
		BTPS 4.050 10/30/37	1,600,000.00	1,654,512.00	
		BTPS 4.500 10/01/53	1,000,000.00	1,011,609.80	
		BTPS 5.000 08/01/39	1,500,000.00	1,686,660.00	
		DBR 0.000 08/15/31	2,000,000.00	1,742,052.00	
		DBR 0.250 02/15/29	2,200,000.00	2,066,548.00	
		DBR 0.500 02/15/26	200,000.00	198,897.60	
		DBR 1.700 08/15/32	3,200,000.00	3,045,600.00	
		DBR 3.250 07/04/42	1,700,000.00	1,723,749.68	
		DBR 4.000 01/04/37	2,900,000.00	3,220,664.60	
		DBR 4.750 07/04/28	850,000.00	911,381.90	
		DBR 4.750 07/04/34	1,500,000.00	1,747,445.55	
		FRTR 0.000 11/25/31	2,500,000.00	2,087,160.00	
		FRTR 1.250 05/25/34	900,000.00	758,446.21	
		FRTR 1.250 05/25/36	2,100,000.00	1,665,413.40	
		FRTR 1.500 05/25/31	2,800,000.00	2,600,646.54	
		FRTR 2.500 05/25/30	100,000.00	99,169.20	
		FRTR 2.750 10/25/27	2,700,000.00	2,730,885.03	
		FRTR 3.250 05/25/45	1,200,000.00	1,062,472.80	
		FRTR 4.000 10/25/38	2,700,000.00	2,757,348.00	
		FRTR 4.500 04/25/41	700,000.00	744,931.60	
		FRTR 5.750 10/25/32	1,900,000.00	2,216,606.50	
		IRISH 2.600 10/18/34	1,000,000.00	969,990.00	
		NETHER 0.000 07/15/31	450,000.00	389,196.90	
		NETHER 0.250 07/15/29	200,000.00	185,267.80	
		NETHER 0.500 01/15/40	1,200,000.00	829,866.00	
		NETHER 0.750 07/15/27	100,000.00	97,705.00	
		NETHER 2.500 01/15/33	1,550,000.00	1,533,256.90	
		PGB 2.875 10/20/34	1,500,000.00	1,477,014.00	
		RAGB 0.000 02/20/31	450,000.00	391,333.50	
		RAGB 0.500 04/20/27	400,000.00	390,528.80	
		RAGB 0.750 02/20/28	400,000.00	387,241.60	
		RAGB 1.500 02/20/47	800,000.00	548,919.20	
		RAGB 2.400 05/23/34	1,100,000.00	1,053,661.40	
		RFGB 3.000 09/15/34	1,000,000.00	998,200.00	
		SPGB 0.800 07/30/29	1,100,000.00	1,034,187.00	
		SPGB 1.500 04/30/27	1,550,000.00	1,536,218.43	
		SPGB 1.950 04/30/26	300,000.00	299,778.00	
		SPGB 1.950 07/30/30	2,700,000.00	2,624,632.20	

		SPGB 2.350 07/30/33	400,000.00	381,661.60	
		SPGB 4.200 01/31/37	3,000,000.00	3,218,040.00	
		SPGB 4.700 07/30/41	2,200,000.00	2,449,836.40	
ユーロ合計			75,450,000.00	74,169,955.53 (12,896,671,867)	
合計				12,896,671,867 (12,896,671,867)	

注１　通貨種類毎の小計／合計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
注２　合計欄の（　）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。
注３　外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	国債証券　53銘柄	100.0%	100.0%

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

		2025年９月22日現在
資産の部		
流動資産		
預金		32,411,346
コール・ローン		62,077,943
国債証券		11,012,050,371
特殊債券		2,077,340,831
未収利息		78,309,640
前払費用		4,884,604
流動資産合計		13,267,074,735
資産合計		13,267,074,735
負債の部		
流動負債		
未払解約金		30,000,000
流動負債合計		30,000,000
負債合計		30,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	5,739,846,878
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		7,497,227,857
元本等合計		13,237,074,735
純資産合計		13,237,074,735
負債純資産合計		13,267,074,735

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2025年９月22日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2025年９月22日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 6,078,340,295円 期中追加設定元本額 1,105,397,638円 期中一部解約元本額 1,443,891,055円
元本の内訳	しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオ 124,367,281円 しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ 110,353,654円 しんきん３資産ファンド（毎月決算型） 4,428,688,300円

	しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 454,020,852円 しんきん３資産ファンド（１年決算型） 457,098,554円 しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 165,318,237円 合計　5,739,846,878円
※２本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	5,739,846,878口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年９月21日 至 2025年９月22日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年９月22日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	2025年９月22日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	262,508,795円
特殊債券	59,937,618円
合計	322,446,413円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2025年９月22日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年９月21日 至 2025年９月22日
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2025年９月22日現在
１口当たり純資産額　2.3062円 （１万口当たり純資産額　23,062円）

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

通貨	種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	T-BOND 1.750 08/15/41	1,500,000.00	1,015,605.46	
		T-BOND 2.500 05/15/46	4,300,000.00	3,013,863.29	
		T-BOND 3.000 02/15/47	2,650,000.00	2,017,933.60	
		T-BOND 3.125 02/15/42	3,600,000.00	2,981,953.11	
		T-BOND 3.125 05/15/48	3,100,000.00	2,384,820.32	
		T-BOND 3.500 02/15/39	2,000,000.00	1,830,625.00	
		T-BOND 3.625 02/15/44	3,200,000.00	2,771,624.99	
		T-BOND 4.375 05/15/40	3,000,000.00	2,967,773.43	

		T-BOND 4.750 02/15/37	1,600,000.00	1,682,375.00	
		T-BOND 5.250 02/15/29	1,100,000.00	1,161,144.53	
		T-BOND 6.500 11/15/26	1,000,000.00	1,034,531.25	
		T-NOTE 0.625 08/15/30	1,600,000.00	1,382,312.49	
		T-NOTE 0.875 11/15/30	4,000,000.00	3,475,625.00	
		T-NOTE 1.250 08/15/31	3,800,000.00	3,294,570.32	
		T-NOTE 1.375 11/15/31	4,800,000.00	4,163,437.48	
		T-NOTE 1.500 02/15/30	3,000,000.00	2,741,484.36	
		T-NOTE 1.625 02/15/26	3,900,000.00	3,864,986.34	
		T-NOTE 1.625 05/15/26	3,700,000.00	3,649,168.36	
		T-NOTE 1.625 08/15/29	4,600,000.00	4,275,484.35	
		T-NOTE 2.250 11/15/27	4,600,000.00	4,475,296.85	
		T-NOTE 2.625 01/31/26	4,400,000.00	4,378,979.70	
		T-NOTE 2.625 02/15/29	1,000,000.00	969,414.06	
		T-NOTE 3.125 11/15/28	4,400,000.00	4,340,359.36	
		T-NOTE 3.500 02/15/33	1,800,000.00	1,752,539.05	
		T-NOTE 4.250 08/15/35	4,500,000.00	4,544,296.87	
		T-NOTE 4.250 11/15/34	1,100,000.00	1,115,039.06	
		T-NOTE 4.375 05/15/34	2,900,000.00	2,974,992.20	
	国債証券 小計		81,150,000.00	74,260,235.83 (11,012,050,371)	
	特殊債券	ASIA 1.875 01/24/30	5,300,000.00	4,917,177.34	
		ASIA 4.125 05/30/2030	3,000,000.00	3,053,501.91	
		IADB 4.125 02/15/29	1,400,000.00	1,422,078.15	
		IBRD 0.750 11/24/27	2,200,000.00	2,069,593.92	
		IBRD 1.875 10/27/26	2,600,000.00	2,546,286.02	
	特殊債券 小計		14,500,000.00	14,008,637.34 (2,077,340,831)	
米ドル合計			95,650,000.00	88,268,873.17 (13,089,391,202)	
合計				13,089,391,202 (13,089,391,202)	

注１　通貨種類毎の小計／合計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
注２　合計欄の（　）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。
注３　外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券	27銘柄	84.1%	84.1%
	特殊債券	5銘柄	15.9%	15.9%

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきんＪリートマザーファンドⅡ」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきんＪリートマザーファンドⅡ

（１）貸借対照表

（単位：円）

		2025年９月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		7,507,293
投資証券		6,667,603,000
未収配当金		102,262,545
未収利息		71
流動資産合計		6,777,372,909
資産合計		6,777,372,909
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		－
負債合計		－
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	2,114,903,359
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		4,662,469,550
元本等合計		6,777,372,909
純資産合計		6,777,372,909
負債純資産合計		6,777,372,909

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2025年９月22日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2025年９月22日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 2,638,097,860円 期中追加設定元本額 1,320,133,754円 期中一部解約元本額 1,843,328,255円
元本の内訳	しんきんグローバル６資産ファンド（毎月決算型） 1,069,045,137円 しんきん３資産ファンド（１年決算型） 666,737,218円 しんきんグローバル６資産ファンド（１年決算型） 379,121,004円 合計　2,114,903,359円
※２本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	2,114,903,359口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年９月21日 至 2025年９月22日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年９月22日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	(１)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2025年９月22日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	549,337,326円
合計	549,337,326円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2025年９月22日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自　2024年９月21日 至　2025年９月22日
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2025年９月22日現在
１口当たり純資産額　3.2046円 （１万口当たり純資産額 32,046円）

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	ＳＯＳｉＬＡ物流リート投資法人	130	15,379,000	
	三井不動産アコモデーションファンド投資法人	805	106,340,500	
	森ヒルズリート投資法人	685	97,544,000	
	産業ファンド投資法人	1,095	148,372,500	
	アドバンス・レジデンス投資法人	1,350	228,150,000	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	1,060	143,842,000	
	ＧＬＰ投資法人	2,235	301,948,500	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	300	98,550,000	
	日本プロロジスリート投資法人	3,350	288,770,000	
	星野リゾート・リート投資法人	455	123,214,000	
	Ｏｎｅリート投資法人	220	19,690,000	
	イオンリート投資法人	215	28,186,500	
	ヒューリックリート投資法人	600	100,800,000	
	日本リート投資法人	755	73,688,000	
	積水ハウス・リート投資法人	1,685	134,463,000	
	トーセイ・リート投資法人	50	7,440,000	
	野村不動産マスターファンド投資法人	2,005	325,612,000	
	いちごホテルリート投資法人	145	19,053,000	
	ラサールロジポート投資法人	815	116,545,000	

	スターアジア不動産投資法人	875	53,462,500	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	1,310	140,170,000	
	三菱地所物流リート投資法人	610	73,993,000	
	ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人	125	19,200,000	
	霞ヶ関ホテルリート投資法人	80	8,616,000	
	日本ビルファンド投資法人	3,515	496,669,500	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	3,045	387,628,500	
	日本都市ファンド投資法人	3,420	389,880,000	
	オリックス不動産投資法人	2,540	254,508,000	
	日本プライムリアルティ投資法人	1,855	193,847,500	
	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	500	68,850,000	
	東急リアル・エステート投資法人	545	109,000,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人	380	55,784,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	1,310	236,586,000	
	森トラストリート投資法人	875	65,887,500	
	インヴィンシブル投資法人	3,365	225,791,500	
	フロンティア不動産投資法人	515	46,504,500	
	平和不動産リート投資法人	500	76,100,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	1,455	143,026,500	
	福岡リート投資法人	340	63,410,000	
	ＫＤＸ不動産投資法人	1,840	311,880,000	
	いちごオフィスリート投資法人	430	41,065,000	
	大和証券オフィス投資法人	385	142,065,000	
	阪急阪神リート投資法人	90	15,381,000	
	大和ハウスリート投資法人	2,015	254,494,500	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	2,380	208,012,000	
	大和証券リビング投資法人	875	96,512,500	
	ジャパンエクセレント投資法人	765	111,690,000	
合計		53,895	6,667,603,000	

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2025年９月30日現在

しんきん３資産ファンド（１年決算型）

Ⅰ 資産総額	6,528,346,132 円
Ⅱ 負債総額	12,737,339 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ―Ⅱ）	6,515,608,793 円
Ⅳ 発行済数量	4,305,954,556 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5132 円

（参考）しんきん好配当利回り株マザーファンド

Ⅰ 資産総額	37,220,908,637 円
Ⅱ 負債総額	331,209,100 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ―Ⅱ）	36,889,699,537 円
Ⅳ 発行済数量	7,216,584,680 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	5.1118 円

（参考）しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

Ⅰ 資産総額	13,198,275,535 円
Ⅱ 負債総額	― 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ―Ⅱ）	13,198,275,535 円
Ⅳ 発行済数量	6,654,226,921 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.9834 円

（参考）しんきん米国ソブリン債マザーファンド

Ⅰ 資産総額	13,307,522,594 円
Ⅱ 負債総額	― 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ―Ⅱ）	13,307,522,594 円
Ⅳ 発行済数量	5,748,051,025 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.3151 円

（参考）しんきんJリートマザーファンドⅡ

Ⅰ 資産総額	6,783,036,299 円
Ⅱ 負債総額	17,029,208 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ―Ⅱ）	6,766,007,091 円
Ⅳ 発行済数量	2,118,012,726 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.1945 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１） 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

（２） 受益者名簿

該当事項はありません。

（３） 受益者に対する特典

該当事項はありません。

（４） 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５） 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６） 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７） 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（８） 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数　　16,000株

発行済株式総数　　4,000株

最近５年間における主な資本の額の増減はありません。

（２）当社の機構

○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長１名を選定し、取締役会長１名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、議長となります。ただし、取締役会長を置いた場合には、取締役会長が招集し、議長となります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○投資運用の意思決定機構

①　商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

②　運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、信託財産の運用リスク管理状況ならびに運用に関する法令・諸規則および諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

③　コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。

・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。

・コンプライアンス統括責任者を経営管理部担当役員、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。

・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2025年９月30日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	97	844,785
単位型公社債投資信託	49	91,534
単位型株式投資信託	92	163,619
合計	238	1,099,939

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てしています。

３【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

２．　財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．　当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２５年6月１３日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取 締 役 会　　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　岩 崎　裕 男

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の２０２４年4月１日から２０２５年3月３１日までの第３５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の２０２５年3月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

1　財務諸表

（1）【貸借対照表】

		前事業年度 （2024年3月31日現在）		当事業年度 （2025年3月31日現在）	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
（資産の部）		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		8,583,718		4,034,379
前払費用			36,090		38,575
未収委託者報酬			714,228		695,298
未収運用受託報酬	*2		17,472		20,424
未収収益			53		26,135
未収還付消費税等			－		4,194
その他の流動資産			8,804		8,662
流動資産計			9,360,369		4,827,670
固定資産					
有形固定資産	*1		96,118		95,211
建物		66,035		61,724	
器具備品		30,082		33,486	
無形固定資産			30,478		20,023
ソフトウェア		28,836		18,492	
電話加入権		959		959	
その他		681		571	
投資その他の資産			61,265		5,060,188
長期預金		－		5,000,000	
投資有価証券		22,943		22,314	
長期前払費用		1,735		1,920	
繰延税金資産		36,586		35,953	
固定資産計			187,861		5,175,422
資産合計			9,548,231		10,003,093

		前事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）		当事業年度 （2025 年 3 月 31 日現在）	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
（負債の部）		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			525,427		527,860
未払手数料	*2	446,175		446,076	
その他未払金		79,251		81,783	
未払法人税等			99,630		87,968
未払消費税等			23,241		16,552
未払事業所税			2,368		2,324
賞与引当金			85,497		84,777
その他の流動負債			4,498		4,579
流動負債計			740,664		724,062
固定負債					
退職給付引当金			149,819		136,020
役員退職慰労引当金			16,156		20,312
固定負債計			165,976		156,332
負債合計			906,640		880,395
（純資産の部）		千円	千円	千円	千円
株主資本			8,641,284		9,122,882
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			8,441,284		8,922,882
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		8,439,284		8,920,882	
別途積立金		7,700,000		8,280,000	
繰越利益剰余金		739,284		640,882	
評価・換算差額等			307		△185
その他有価証券評価差額金			307		△185
純資産合計			8,641,591		9,122,697
負債・純資産合計			9,548,231		10,003,093

（２）【損益計算書】

		前事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日		当事業年度 自　2024年4月　1日 至　2025年3月31日	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			5,755,477		5,340,764
運用受託報酬	*1		119,263		137,412
営業収益計			5,874,740		5,478,177
営業費用					
支払手数料	*1		2,834,615		2,652,671
広告宣伝費			56,076		62,062
調査費			862,064		884,082
調査研究費		602,300		610,815	
委託調査費		259,764		273,266	
営業雑経費			78,304		74,675
印刷費		67,921		64,760	
郵便料		130		123	
電信電話料		5,157		4,846	
協会費		5,094		4,945	
営業費用計			3,831,061		3,673,492
一般管理費					
給料			738,208		721,645
役員報酬		66,058		63,295	
給料・手当		493,278		481,210	
賞与		73,133		71,675	
法定福利費		100,162		99,431	
福利厚生費		5,575		6,032	
賞与引当金繰入			85,414		84,096
退職給付費用			80,176		79,421
役員退職慰労引当金繰入			10,662		8,656
交際費			4,789		3,280
旅費交通費			9,001		7,619
租税公課			22,609		20,777
不動産賃借料			62,981		63,355
固定資産減価償却費			28,300		27,450
諸経費			156,090		152,847
一般管理費計			1,198,235		1,169,148
営業利益			845,443		635,536
営業外収益					
受取利息	*1		132		59,650
その他営業外収益			328		255
営業外収益計			461		59,906
営業外費用					
雑損失			4,534		2,205
営業外費用計			4,534		2,205
経常利益			841,371		693,236

		前事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日		当事業年度 自　2024年4月　1日 至　2025年3月31日	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
		千円	千円	千円	千円
特別損失					
固定資産除却損			3,426		－
特別損失計			3,426		－
税引前当期純利益			837,944		693,236
法人税、住民税および事業税			250,927		210,869
法人税等調整額			1,993		769
当期純利益			585,023		481,598

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	710,000	△710,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	585,023	585,023	585,023
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	710,000	△124,976	585,023	585,023
当期末残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	155	155	8,056,416
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	585,023
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	151	151	151
当期変動額合計	151	151	585,174
当期末残高	307	307	8,641,591

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	580,000	△580,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	481,598	481,598	481,598
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	580,000	△98,401	481,598	481,598
当期末残高	200,000	2,000	8,280,000	640,882	8,922,882	9,122,882

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	307	307	8,641,591
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	481,598
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△492	△492	△492
当期変動額合計	△492	△492	481,106
当期末残高	△185	△185	9,122,697

重要な会計方針

	当事業年度 自　2024年4月 1日 至　2025年3月31日
1.有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建　　物　3年　～　50年 器具備品　3年　～　20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4.収益および費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

＊１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （2025 年 3 月 31 日現在）
建　　物	85,996 千円	90,508 千円
器具備品	46,782 千円	43,526 千円

＊２　関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （2025 年 3 月 31 日現在）
普通預金	7,469,689 千円	3,741,388 千円
定期預金	1,000,000 千円	- 千円
未収運用受託報酬	2,051 千円	- 千円
未払手数料	214,856 千円	260,208 千円

（損益計算書関係）

＊１　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日	当事業年度 自　2024年4月　1日 至　2025年3月31日
運用受託報酬	68,151 千円	59,960 千円
受取利息	129 千円	2,714 千円
支払手数料	2,203,996 千円	2,126,084 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

１．発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	―	―	4
計	4	―	―	4

当事業年度（自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日）

１．発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	―	―	4
計	4	―	―	4

（リース取引関係）

前事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において１銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	22,943	22,943	—
合計	22,943	22,943	—

（注 1）上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

（注 2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	１年以内	１年超
（1）預金	8,583,432	8,583,432	—
（2）未収委託者報酬	714,228	714,228	—
（3）未収運用受託報酬	17,472	17,472	—
合計	9,315,133	9,315,133	—

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分けて分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル 2 の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	―	22,943	―	22,943
合計	―	22,943	―	22,943

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル２に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

当事業年度（自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日）

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資産運用については預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によりますが、中途解約しない限り元本が保証されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において１銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

仕組み預金については、自己資金の運用リスクの管理方針に基づき、自己資金運用リスク管理細則を定め、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクを的確に把握し適正に管理し、定期的に経営委員会に報告しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2025 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金（長期預金除く）、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期預金	5,000,000	4,924,742	75,257
投資有価証券	22,314	22,314	―
合計	5,022,314	4,947,057	75,257

（注 1）上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

（注 2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	１年以内	１年超５年以内	５年超１０年以内
(1) 預金	4,034,033	4,034,033	—	—
(2) 未収委託者報酬	695,298	695,298	—	—
(3) 未収収益	26,135	26,135	—	—
(4) 未収運用受託報酬	20,424	20,424	—	—
(5) 長期預金	5,000,000	—	—	5,000,000
合計	9,775,892	4,775,892	—	5,000,000

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分けて分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	—	22,314	—	22,314
合計	—	22,314	—	22,314

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期預金	—	4,924,742	—	4,924,742
合計	—	4,924,742	—	4,924,742

（注）　時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル２に分類しております。

長期預金

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によっており、レベル２に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	2,934	2,000	934
小計	2,934	2,000	934
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	20,008	20,500	△491
小計	20,008	20,500	△491
合計	22,943	22,500	443

当事業年度（自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	2,774	2,000	774
小計	2,774	2,000	774
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	19,540	20,500	△959
小計	19,540	20,500	△959
合計	22,314	22,500	△185

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	前事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日
委託者報酬	5,755,477
運用受託報酬	119,263
合計	5,874,740

当事業年度（自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	当事業年度 自　2024年4月　1日 至　2025年3月31日
委託者報酬	5,340,764
運用受託報酬	137,412
合計	5,478,177

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］4.収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

２．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	147,286	149,819
退職給付費用	19,805	18,944
退職給付の支払額	△17,272	△32,744
制度への拠出額	—	—
退職給付引当金の期末残高	149,819	136,020

(2) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日現在)
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	149,819	136,020
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	149,819	136,020
退職給付引当金	149,819	136,020
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	149,819	136,020

(3) 退職給付費用

	前事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日	当事業年度 自　2024年4月　1日 至　2025年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	千円 19,805	千円 18,944

３．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度　52,340 千円、当事業年度　51,552 千円であります。

	前事業年度 自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日	当事業年度 自　2024年4月 1日 至　2025年3月31日
(1)　直近の積立状況に関する事項	(2023 年 3 月 31 日現在) 千円	(2024 年 3 月 31 日現在) 千円
年金資産の額	1,680,937,373	1,832,300,599
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,770,192,799	1,853,684,901
差引額	△89,255,425	△21,384,301
(2)　掛金に占める当社の拠出割合	(2023 年 3 月分) 0.1104%	(2024 年 3 月分) 0.1125%
(3)　補足説明	上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高 147,969,513 千円および年金財政計算上の別途積立金 58,714,087 千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間 19 年 0 か月の元利均等定率償却であります。	上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高 134,623,732 千円および年金財政計算上の別途積立金 113,239,430 千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間 19 年 0 か月の元利均等定率償却であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （2025 年 3 月 31 日現在）
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	26,179	25,958
役員退職慰労引当金	4,947	6,402
退職給付引当金繰入限度超過額	45,874	42,873
未払事業税	5,926	5,457
未払事業所税	725	711
その他有価証券評価差額金	—	58
その他	3,890	3,824
繰延税金資産　小計	87,544	85,287
評価性引当額	△50,821	△49,334
繰延税金資産　合計	36,722	35,953
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	△135	—
繰延税金負債　合計	△135	—
繰延税金資産の純額	36,586	35,953

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品･サービス区分の決定方法は､損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	68,151

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品･サービス区分の決定方法は､損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	59,960

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）

１．関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	890,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有) 100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	2,203,996千円	未払手数料	214,856千円
								運用受託報酬	68,151千円		
								出向者人件費	70,903千円		
								事務所賃借料	49,958千円		

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	―	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	594,916千円	未払手数料	132,162千円

（注）１．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

２．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自　2024 年 4 月 1 日 至　2025 年 3 月 31 日）

１．関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	890,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有) 100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	2,126,084千円	未払手数料	260,208千円
								運用受託報酬	59,960千円		
								出向者人件費	59,239千円		
								事務所賃借料	49,958千円		

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	―	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	483,375千円	未払手数料	86,274千円

（注）１．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

２．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日	当事業年度 自　2024年4月 1日 至　2025年3月31日
1株当たり純資産額	2,160,397円84銭	2,280,674円43銭
1株当たり当期純利益金額	146,255円82銭	120,399円68銭

（注）1．潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日	当事業年度 自　2024年4月 1日 至　2025年3月31日
当期純利益金額	585,023千円	481,598千円
普通株主に帰属しない金額	―千円	―千円
普通株式に係る当期純利益金額	585,023千円	481,598千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1） 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2） 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3） 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

（4） 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（5） 上記（1）から（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1） 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

（2） 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

しんきん3資産ファンド（1年決算型）

約　款

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

20250401

運用の基本方針

投資信託約款第18条の規定に基づき、委託者の定める方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

しんきん好配当利回り株マザーファンド受益証券、しんきん欧州ソブリン債マザーファンド受益証券、しんきん米国ソブリン債マザーファンド受益証券およびしんきんＪリートマザーファンドⅡ受益証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 各マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内株式、外国債券および国内不動産投資信託証券に分散投資を行います。

② 各マザーファンド受益証券への資金配分は、原則として、ファンドが実質的に保有する以下に掲げる資産の投資信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう、投資信託証券に投資します。

＜国内株式＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・33％（±10％）
　しんきん好配当利回り株マザーファンド受益証券
＜外国債券＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・33％（±10％）
　しんきん欧州ソブリン債マザーファンド受益証券
　しんきん米国ソブリン債マザーファンド受益証券
＜国内不動産投信＞・・・・・・・・・・・・33％（±10％）
　しんきんＪリートマザーファンドⅡ受益証券

③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

（３）投資制限

① 株式への直接投資は行いません。

② 外貨建資産への直接投資は行いません。

３．収益分配方針

年１回の決算日に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

20250401

追加型証券投資信託
しんきん３資産ファンド（１年決算型）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、しんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

２　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第２条　受託者は、信託法第 28 条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条第１項、同条第２項および第 22 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

２　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第３条　委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

２　委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

３　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第３条第 1 項の規定による受益権については、500 億口を上限に均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

２　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

２　この投資信託約款（以下、「約款」といいます。）において、基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、我が国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

３　第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、我が国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託の全ての受益権は、振替法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（振替法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

２　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が振替法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

３　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、別に定める「自動けいぞく投資約款」に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

２　前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代

金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

３　第１項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所（金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号のロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受け付けないものとします。ただし、第 35 条第２項のただし書き以外に規定する収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。

４　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る当該価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

５　前項の手数料の額は、指定販売会社が定めるものとします。

６　受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 29 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

７　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある時は、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取消すことができます。

８　この約款において、「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

２　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

３　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項

で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．約束手形
ハ．金銭債権
（２）次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

（投資の対象とする有価証券の範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、しんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」および「しんきんＪリートマザーファンドⅡ」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（１）コマーシャル・ペーパー
（２）外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
（３）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

なお、（３）の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

２　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図を行うことができます。

（１）預金
（２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
（３）コール・ローン
（４）手形割引市場において売買される手形

３　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、主として前項（１）から（４）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条および第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

２　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができ

るものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

3　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 15 条、第 16 条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条および第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

4　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第３項および同法第 32 条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 18 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第 19 条　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 20 条　外貨建有価証券への投資については、我が国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第 21 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

2　前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額に当該投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第 22 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

（１）委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

（２）委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

（３）委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

（４）内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

2　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

3　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

（１）信託財産の保存に係る業務

（２）信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

（３）委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

（４）受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 23 条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について、円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 24 条　信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

2　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

3　投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求、有価証券の売却および再投資の指図）

第 25 条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

2　委託者は、前項の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

（１）一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。

（２）一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足

額の範囲内。

（３）借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の 10%以内。

３　第１項の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。

４　借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 27 条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 28 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

２　投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

３　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 29 条　この信託の計算期間は、原則として毎年９月 21 日から翌年９月 20 日までとします。ただし、第１計算期間は 2019 年 10 月 16 日から 2020 年９月 23 日までとします。

２　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 30 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

２　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

３　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第３項に定める報告は行わないこととします。

４　受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 31 条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

（１）他の受益者の氏名または名称および住所

（２）他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用）

第 32 条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

２　投資信託財産の財務諸表の監査に係る監査費用および監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の６か月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第 33 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 91 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

２　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

３　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 34 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（１）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（２）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

２　毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金の再投資、償還金および一部解約金の支払い）

第 35 条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に支払われます。

２　指定販売会社は、別に定める契約に基づき、収益分配金を再投資する受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録がされます。ただし、第 38 条第２項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

３　指定販売会社は、受益者が、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

４　前項の場合、収益分配金は、当該計算期間の終了日後１か月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

5　償還金は、信託終了日後１か月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

6　一部解約金は、第 38 条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

7　前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

8　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金等の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 36 条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、一部解約金については前条第６項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については前条第５項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

2　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第 37 条　収益分配金については、受益者が第 35 条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、受益者が第 35 条第５項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第 38 条　受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

2　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

4　受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

5　委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があると委託者が判断したときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

6　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第３項の規定に準じて算定した価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第39条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により受益権の総口数が３億口を下回った場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

5　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

2　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従

います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

２　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

２　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（約款の変更等）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

２　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

３　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

４　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

５　書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

６　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

７　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 46 条　この信託は、受益者が第 38 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（公告）

第 47 条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用状況に係る情報の提供）

第 48 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

２　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（約款に関する疑義の取扱い）

第 49 条　この約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

2019 年 10 月 16 日（信託契約締結日）

委託者　　しんきんアセットマネジメント投信株式会社

受託者　　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（ご参考）

親投資信託
しんきん好配当利回り株マザーファンド

運用の基本方針

投資信託約款第 14 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 主として予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる株式に投資し、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。

② 銘柄の選定にあたっては、企業業績、財務健全性、時価総額などを総合的に勘案して決定します。

③ 株式等の組入れは、原則として高位を保ちます。

④ 株式以外の資産の組入れ比率は通常の場合 50%以下とします。

⑤ 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引を行うことができます。

⑥ 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたときおよびやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

（３）投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

③ 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑦ 外貨建資産への投資は行いません。

20250401

（ご参考）

親投資信託
しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、主として欧州各国の公社債に投資することにより、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

ＥＭＵ（欧州経済通貨同盟）参加国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 主としてＥＭＵ参加国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。

② ＦＴＳＥ ＥＭＵ国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。

③ 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。

④ 外貨建資産の組入比率については原則として高位を保ちます。

⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑥ 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への投資は行いません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

20250401

（ご参考）

親投資信託
しんきん米国ソブリン債マザーファンド

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、主として米国の公社債に投資することにより、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

米国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 主として米国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。

② ＦＴＳＥ 米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。

③ 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。

④ 外貨建資産の組入比率については原則として高位を保ちます。

⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑥ 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への投資は行いません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

20250401

（ご参考）

親投資信託
しんきんＪリートマザーファンドⅡ

運用の基本方針

投資信託約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

② 運用にあたっては、「東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）」をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指して運用を行います。

③ 不動産投資信託証券の銘柄の選定にあたっては、主に次の項目に着目して行うことを基本とします。

１）財務分析

不動産投資信託証券の財務内容を分析し、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

２）収益性分析

不動産投資信託証券の収益性および予想配当利回りの水準を分析します。

３）流動性・価格分析

不動産投資信託証券の流動性（時価総額・売買代金など）や価格水準の側面から分析します。

④ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

⑤ 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 30％を超えないものとします。

③ 株式への投資は行いません。

④ 外貨建資産への投資は行いません。

20250401

しんきんアセットマネジメント投信株式会社